

特殊車両と過積載車両の指導取締りを実施します。

～国民の財産である道路を守り、交通の安全を確保します～

特殊車両と過積載車両の通行について、道路構造の保全と交通の安全確保を図るため、湯沢警察署と合同で特殊車両と過積載車両の指導取締りを実施し、通行許可の履行確認および違反車両に対して必要な措置命令等を行います。

道路は一定の寸法や重量の車両が通れるように造られており、特殊車両は許可された重量や寸法条件を遵守する場合に限り、通行することができます。しかし、許可条件を違法に超過した特殊車両は、本来道路が保有する寿命を著しく縮めることにより、補修費用の負担を増大させ、また、死亡事故等の重大事故を誘因するなど、社会経済活動に大きな影響を与えています。このため、道路構造の保全、交通の安全確保を図ることを目的に湯沢警察署と合同で指導取締りを実施するものです。

■取締日時：平成28年10月31日（月） 14時10分～16時00分

■取締場所：院内チェーン着脱所（湯沢市上院内字釜ノ上地内）

（注）天候などの事情により中止となる場合があります。中止のお知らせはしませんので予めご了承ください。



（取締り場所位置図）



（前回の実施状況）

<発表記者会：秋田県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社湯沢支局、秋田県南日々新聞、秋田民報>

問い合わせ先

◆国土交通省 東北地方整備局 湯沢河川国道事務所

副所長（道路）	松井 幸男（内線205）	（代表）0183-73-3174
道路管理課長	芳賀 俊之（内線431）	（直通）0183-73-5350
湯沢国道維持出張所長	大久保 広（内線6121）	（直通）0183-72-1661